

モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
------------------	---

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	3	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策目標	4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
個別目標1		旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること
		(主な事務事業) ・人事関係資料整備事業 ・ソ連抑留関係者資料整備事業
個別目標2		旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと
		(主な事務事業) ・旧軍人遺族等恩給進達事務事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。		
2 根拠法令等 ○ 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) 等		
主管部局・課室	社会・援護局業務課	
関係部局・課室		

2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度)	-	-	0.1	7.9	10
2	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度)	(100) ※	(100) ※	(100) ※	(100) ※	67 (100) ※
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、新たな整備計画(履歴原表の)						

- 整備：8年計画)が策定された平成16年度からのものである。
- ・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。
 - ※ 進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度) ※ 施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	0.1	7.9	10
2	抑留者名簿のデータベース化件数(単位:千人) (-)	511	511	511	511	511
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、新たな整備計画(履歴原表の整備:8年計画)が策定された平成16年度からのものである。 ・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。 ・なお、抑留者約523千人(帰還者470千人、抑留中死亡者53千人)のうち、平成14年度までに約511千人(帰還者470千人、抑留中死亡者41千人)に係る資料を入手し、これらすべてについてデータベース化を行った。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 人事関係資料整備事業						
平成18年度 : 130百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要:旧陸海軍の人事資料については、恩給、年金等の請求に必要な軍歴証明の作成や、遺族等からの照会に使用されるなど使用頻度が高く、かつ損傷が激しいものがあることから、光ディスク化による整備を進める。						
事務事業名 : ソ連抑留関係者資料整備事業						
平成18年度 : 27百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要:平成3年に締結した「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づきロシア側から提供されたソ連抑留者の死亡者名簿等を、遺族及びソ連抑留関係者等に情報提供するため、関係資料を整備する。						

個別目標 2					
旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度) ※ 施策目標に係る指標2と同じ。	(100) ※	(100) ※	(100) ※	67 (100) ※
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会・援護局業務課調べによる。 ※ 進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。 					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名	旧軍人遺族等恩給進達事務事業				
平成18年度	58百万円				
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
概要	旧陸海軍の軍人軍属に対する恩給の支給のため、旧陸海軍の軍人軍属及びその遺族から提出される各種恩給請求書を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。				